

第9章 実現のための施策と主な取組み

9.1 基本方針1:みどりをまもり、つたえる まちづくり

基本方針 1

みどりをまもり、つたえる まちづくり（緑の保全）

施策：（1）骨格となる緑の保全

■主な取組み

- ①緑の軸線の保全
- ②海辺の景観軸の保全
- ③里山の保全
- ④大規模公園の保全
- ⑤法制度等の活用

施策：（2）地域の歴史・文化資源と連携した緑の保全

■主な取組み

- ①地域の歴史や文化を有する保存樹・保存樹林の保全・活用
- ②歴史文化資源と結びついた緑の保全・活用

施策：（3）公園・緑地の維持管理

■主な取組み

- ①公園施設長寿命化計画の策定
- ②公園施設長寿命化計画に基づく維持管理
- ③緑地・緑道の維持管理

施策：（4）農地の保全と活用

■主な取組み

- ①遊休農地などの活用や市民農園・子ども農園の整備・普及の促進
- ②土地利用規制の充実・強化

(1) 骨格となる緑の保全

① 緑の軸線の保全

●緑の軸線の保全

街路樹は、本市の緑を形成する重要な要素の一つであり、国道 30 号、11 号、32 号、193 号など、主要幹線道路の街路樹は、引き続き、道路管理者である国、県において、その保全に取り組むとともに、市道については、街路樹の剪定や「たかまつマイロード事業」を実施する道路愛護団体などの協力を得ながら、道路沿いの連続した緑の保全を図る。

また、緑の骨格軸の観点から、新川、春日川、香東川などの河川沿いの連続した水辺の緑も、緑の軸として、保全を図る。

●統一的な緑の軸線づくり

沿線住民の協力を得ながら、建物前面や空地に統一的な植栽を行うことにより、特色のある緑の軸線づくりを進める。

② 海辺の景観軸の保全

●海辺の景観軸の保全

瀬戸内海国立公園に指定されている海辺について、各地域の特性を活かした景観形成及び保全を図る。特に、サンポート高松を中心とした北浜から大の場に至る海岸線において、海浜散策路・緑地の整備を推進するなど、各地域の連携による臨海部全体として「シーフロント」にふさわしい統一感のある景観形成に努める。

③ 里山の保全

●「いざ里山」制度の推進

「いざ里山」市民活動支援事業は、身近な自然として親しまれる里山を守るために、また、生物の生息・生育地である里山の環境を保全するために、住民ボランティアによる清掃や遊歩道の草刈り、植樹などの活動を支援する補助制度である。

里山の保全及び生物多様性の確保のため、「いざ里山」の支援事業の推進を図る。

④ 大規模公園の保全

●拠点となる大規模公園の保全

栗林公園や玉藻公園などをはじめ、本市を代表する公園や拠点となる運動公園、総合公園、さらには河川敷緑地等について、都市の緑の拠点として適切に保全する。

⑤ 法制度等の活用

●緑地保全地域の指定（都市緑地法第 5 条）

緑地保全地域は、里地や里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、無秩序な市街化の防止及び公害、災害の防止のために適正に保全する必要がある緑地や地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要がある緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

現在、指定地域はないが、今後、必要に応じて調査、指定を検討する。

●特別緑地保全地区の指定（都市緑地法第12条）

特別緑地保全地区は、建築行為など一定の行為に制限をかけることにより、無秩序な市街化の防止及び公害、災害の防止等のため必要な遮断、緩衝、避難地帯として必要な緑地、地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要がある歴史的・文化的価値を有するものや風致、景観に優れている緑地、生態系に配慮した動植物の生息地、生育地となる緑地などの保全を図り、都市における良好な自然環境を維持する制度である。

現在、指定地区はないが、今後、必要に応じて調査、指定を検討する。

●保全配慮地区の指定（都市緑地法第4条の2 第3項 八）

「保全配慮地区」は、都市緑地法に基づき緑の基本計画で設定する「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、その地区内で講じる緑地保全施策等を即地的に定めるものである。

現計画においては、旧高松市域で、12の候補地を設定しており、現候補地に加えて、合併によって新たに保全配慮する必要がある地区の候補地を検討する。

また、本市は、市街化区域の廃止に伴い、農地を保全する生産緑地地区の指定はできないが、環境保全や防災あるいは景観機能面において重要である農地などについても、保全配慮地区の候補地を検討する。

●緑化重点地区の継続指定（都市緑地法第4条の2 第3項 ホ）

「緑化重点地区」は、都市緑地法に基づき緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」である。

前計画においては、高松城跡玉藻公園、中央公園及び栗林公園を含む「中心市街地周辺地区」、高松中央インターチェンジに隣接し福岡多肥上町線（レインボーロード）周辺の商業地域を含む「太田第2周辺地区」の2地区を設定していた。

一方で、本市では、平成30年3月に立地適正化計画を策定したことから、今後のまちづくりにおいて、都市的機能を誘導していく上で一体的な緑化に取り組むため、「居住誘導区域全域」を緑化重点地区とする。

●風致地区の継続指定（都市計画法58条の規定による県条例「風致地区内における建築物等の規制に関する条例」）

高松市の風致を構成する自然的景観の維持を図るために、高松風致地区の継続指定に努める。

●国立公園の継続指定（自然公園法第5条）

瀬戸内海国立公園の指定を継続する。

●保安林の継続指定（森林法第25条）

高松市の自然的環境の基盤を成し、土砂の流出防止や風致の維持に重要な役割を果たしている樹林地は、保安林に指定されており、今後も指定を継続する。

●市民緑地契約の締結（都市緑地法第 55 条）

都市計画区域内の緑地のうち、散策や自然観察等に適した要件をもつ緑地に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近なふれあいの場を確保する。

●緑地保全契約の締結

秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす用途地域やその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て緑地保全契約を締結し、保全するため、緑地保全契約の制度化（保全の為の奨励金を交付するほか、必要に応じて土地の買入れを行うなど）について検討する。

●緑地使用契約の締結

都市計画区域及びその周辺地域に分布する樹林地の一部を、土地所有者の協力と周辺住民の支援により、市民の身近な自然とのふれあいの場として整備し、開放する。緑地使用契約を締結した樹林地に対しては使用料及び助成について検討する。また、その管理は周辺住民が管理団体を結成して自主的に行うこととし、その管理団体に対し、助成金に関して検討する。

●管理協定制度の活用（都市緑地法第 24 条）

都市計画区域内の良好な自然環境を形成している緑地の保全を図るため、特別緑地保全地区等の土地所有者等との協定に基づき、地方公共団体等が緑地を管理することによる、相続税の軽減措置を受けられる制度であり、本制度の積極的な推進方策について検討する。

●県条例により指定されている公園緑地の継続指定

県立自然公園条例にて指定されている大滝大川県立自然公園や香川県自然環境保全条例にて指定されている藤尾山自然環境保全地域、その他香川県森林公園条例にて指定されている公洲森林公園、ドングリランドなどについて、今後も指定を継続する。

●美しいまちづくり条例等に基づく緑の保全

高松市都市計画マスタープランにおいて、「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指すため、集約拠点へ誘導を図る土地利用規制について検討しており、また、美しいまちづくり条例に基づく基本計画を定めることとしており、これらにより、良好な緑の景観を保全する。

（2）地域の歴史・文化資源と連携した緑の保全

① 地域の歴史や文化を有する保存樹・保存樹林の保全・活用

●保存樹・保存樹林の指定・周知

これまでに保存樹の指定拡大を図ってきたが、さらに都市の骨格や景観を形作る緑の一翼を担う緑など、本市において保存の必要がある樹木、樹林地の指定を検討する。また、指定状況については、市ホームページやパンフレット等で紹介する。

- 保存樹・保存樹林の保全

指定されている保存樹、保存樹林の保護策として、その所有者及び管理者に対して補助金等の支援や樹木医による診断などを検討し、樹勢の強化、病害虫の駆除等の維持管理に努め、地域のシンボルとして保全を図る。

② 歴史文化資源と結びついた緑の保全・活用

- 史跡、名勝、天然記念物の維持保存

史跡、名勝、天然記念物の維持保存に努める。

- 文化財等の継続指定（文化財保護法）

現在、文化財等に指定されているものについて、継続指定と保全を関係機関に要望する。

- 神社仏閣等の社寺林の保全

神社仏閣等の社寺林や広場については、保全のための支援を検討するほか、ちびっこ広場などのオープンスペースとしての活用を検討する。

(3) 公園・緑地の維持管理

① 公園施設長寿命化計画の策定

- 公園施設長寿命化計画の策定

遊具等の公園施設は、安全管理上、定期的な点検及び適切な時期での更新が必要である。予防保全的観点から、公園施設の点検管理を実施し、ライフサイクルコストを考慮した適切な修繕改築を行うことで、公園施設を長寿命化させるため、公園施設長寿命化計画を作成する。

- ユニバーサルデザインを考慮した公園施設の改修

改修が必要な公園施設については、ユニバーサルデザインに配慮した改修を推進する。

② 公園施設長寿命化計画に基づく維持管理

- 公園施設長寿命化計画に基づく維持管理

公園施設長寿命化計画に基づき、定期的な点検を実施し、公園施設及び遊戯施設の計画的な修繕改築を実施する。

- 公園維持管理に対する支援体制の充実

現在も公園愛護会などによる維持管理活動が実施されている。今後も継続的に住民が愛着をもって公園緑地の維持管理に取り組んでもらえるよう支援制度の充実を検討する。

- 維持管理マニュアルの作成

維持管理について、住民との協働体制の確立や、効率的・計画的な維持管理の実施を目的としたマニュアル作成を検討する。

③ 緑地・緑道の維持管理

●緑地・緑道の維持管理

香東川緑地、杣場川緑道などの緑地等は、市街地における自然的環境の保全及び、都市景観の向上を目指し、良好な緑地空間の維持保全を図る。

(4) 農地の保全と活用

① 遊休農地などの活用や市民農園・子ども農園の整備、普及の促進

●遊休農地などの活用推進

遊休農地などは、地域住民と関係機関の協力を得ながら、四季の変化が楽しめる緑地として位置付ける。

●市民農園等の普及推進

土とのふれあいを通じて、自然や人との交流を楽しみながら農地や緑地保全への理解を深めてもらうために、農地の一部を市民農園として開設運営することに対する支援検討など、普及の促進を図る。

●農園開設情報の提供協力

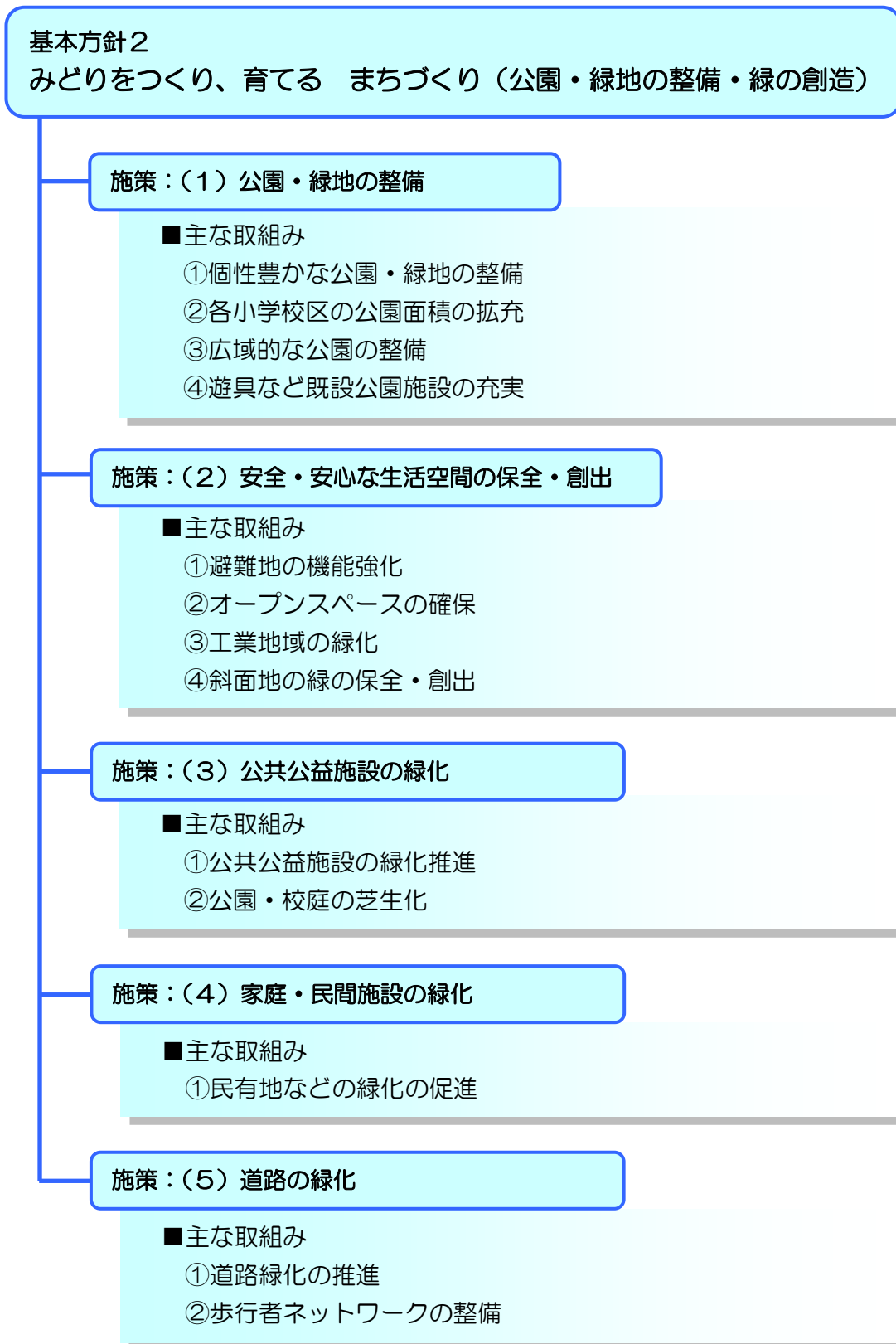
民間の市民農園やレクリエーション農園については、農園開設情報の提供協力などを行う。

② 土地利用規制の充実・強化

●多核連携型コンパクト・エコシティの推進

各拠点への都市機能を集約し、郊外への拡散を抑制し、集約拠点の形成を誘導するため、土地利用規制の充実・強化を図る。

9.2 基本方針2:みどりをつくり、育てる まちづくり



(1) 公園・緑地の整備

① 個性豊かな公園・緑地の整備

●個性豊かな公園・緑地の整備

公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・改築を行う機会を捉えて、地域の意見を聞く場を設け、市民ニーズの的確な把握に努め、地域の歴史、自然風土の特性をはじめ、地域の要望を踏まえた公園の整備に取り組む。

●プレーパーク的な公園整備

プレーパークとは、従来の公園のように、既成のブランコ、シーソー、鉄棒などがあるような公園ではなく、一見無秩序のように見えて、子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出し、自分の責任で自由に遊ぶことを前提とした遊び場である。

今後は、地域住民や NPO 法人等と協働し、プレーパーク的な公園整備についても検討する。

●住民参加の公園づくり

公園緑地の整備については、地元住民参加のワークショップ等により、住民の意見をもとに地域特有の公園整備に取り組む。

② 各小学校区の公園面積の拡充

●住区基幹公園の適正配置

住区基幹公園は、子どもから高齢者までが気軽に憩い、ふれあえる身近な公園として、公園面積の少ない校区を優先して1小学校区あたりの公園面積の拡充を目指し、市有地の活用はもとより、地元の協力を得ながら、用地の確保に努め、新たな公園整備に取り組むとともに、必要に応じて、ちびっこ広場の整備を図る。

③ 広域的な公園の整備

●広域的な公園整備

運動公園、総合公園等の広域的な公園は、都市の緑の拠点として位置付け、市民の多様なニーズに対応した公園機能の充実を図る。

●歴史公園の整備

栗林公園や玉藻公園などは、市民が、自然・歴史文化等の地域資源を憩いや交流、散策やレクリエーション、健康増進や地域学習の空間として、身近に感じ、有効に活用できるよう、緑地環境の充実を図る。

●屋島の有効活用

国立公園であり史跡及び天然記念物でもある屋島については、屋嶋城城内遺構などの整備を進めながら、屋島寺や県（環境省）とも連携し、自然や歴史学習の場として、また、市民憩いの公園としての定着を目指す。

- 防災拠点としての強化

地震災害等の避難場所としての利用も想定し、罹災対策の機能を備えた防災拠点として強化を図る。

④ 遊具など既設公園施設の充実

- 遊具など既設公園施設の充実

既設の公園には、遊具や設備などが老朽化しているところもあり、公園施設長寿命化計画に基づき、安全面などから適切な修繕改築を実施する。また、公園遊具のリニューアルについては、年齢や性別、障がいの有無などにとらわれず、だれもが利用しやすい安全で快適な公園づくりを進めるため、公園遊具のユニバーサルデザインや、公園出入口や園路などのバリアフリー化に努める。

(2) 安全・安心な生活空間の保全・創出

① 避難地の機能強化

- 避難場所、避難路の防災機能向上

大規模災害時の延焼防止を図るため、避難地、避難場所である小・中学校等のグラウンドや公園緑地の外周部、また、避難路の街路樹などには、耐火性に優れた常緑樹を主とした緑化を推進し、防火帯としての整備を図る。また、貯水槽や防災トイレの設置など、防災機能の向上に努める。

② オープンスペースの確保

- オープンスペースの計画的な確保

住区基幹公園は身近な一時的避難地として重要であり、住宅の密集する地区では、避難地としての機能を持つオープンスペースとなる。

今後、密集市街地において公園緑地などのオープンスペースが不足している地域について調査検討し、公園緑地等を計画的かつ適正に配置、整備し、オープンスペースの確保に努める。

③ 工業地域の緑化

- 工業地域内の緑地や街路樹の保全・整備

工業地域内の緑地や街路樹を保全・整備し、周辺環境との調和を図る。

④ 斜面地の緑の保全・創出

- 斜面地の緑の保全・創出

急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地等、急な段丘崖を有する斜面地には、引き続き緑化や修景に配慮した対策工を施し、緑の保全・創出を図る。

(3) 公共公益施設の緑化

① 公共公益施設の緑化推進

●公共公益施設の緑化推進

公共公益施設の緑化を推進するため、施設を所管する関係部局と協議する場を設け、景観に配慮した緑化手法等について検討するとともに、緑のカーテンづくりなどに、積極的に取り組む。また、公共公益施設に関する緑化基準を定め、本市における緑化の模範となるよう率先して緑化を推進する。

●関係機関と連携した緑化推進

国・県の施設については、新設や既存施設の増改築などの機会を捉えて、緑化について協議し、一体的な緑化を推進する。

② 公園・校庭の芝生化

●公園・校庭の芝生化

地域の緑化拠点となる学校の運動場や公園については、市民や児童が憩え、楽しめる空間として芝生化を推進する。

芝生の植付け及び、維持管理については、地域住民や周辺企業等と協働で取り組む体制づくりを行う。

(4) 家庭・民間施設の緑化

① 民有地などの緑化の促進

●民有地緑化の促進

生垣設置、屋上・壁面緑化事業などの助成内容を、市ホームページや「広報たかまつ」などに加えて、建築主から相談を受ける造園業者などから周知するとともに、5月のフラワーフェスティバルにおける生垣や屋上・壁面緑化のモデル展示による啓発や、香川県樹木医会の協力など、人的ネットワークを活用した緑化相談を通じ、制度の利用拡大を図る。

●接道緑化の奨励

緑豊かな街なみの景観を創出するため、市民や企業が住宅、店舗、事業所などの接道部を緑化する場合、その経費の一部の補助を引き続き行っていく。また、生垣のみならず高木植栽等についても助成対象とし、緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行う。

(5) 道路の緑化

① 道路緑化の推進

●街路樹の整備推進

街路樹など道路植栽は、重要な要素の一つであり、特に幹線道路について、引き続き、道路管理者である国、県の協力を得ながら、緑化の推進を図る。また、街路樹の植栽においては、適切な樹種を選定するとともに、街路ごとに目標樹形を定めるなど、管理方法について検討する。

- 街路樹の有効活用

交差点付近では交通安全に配慮しつつ、樹木や草花を効果的に配置し、修景的な緑化を図り、街角の緑としてシンボル化を図る。また、通学路などにおいては、街路樹に樹木名札を取り付け、緑の意識の高揚に役立たせる。

- 緑化モデルロードの指定

個性的な道路景観を演出するため、モデルとなる道路づくりや緑化を景観基本計画等に基づき推進する。

- 「たかまつマイロード」事業の推進

「たかまつマイロード」は、地域住民のボランティアにより緑化維持管理、清掃活動を行っており、市はこのための支援を実施している。

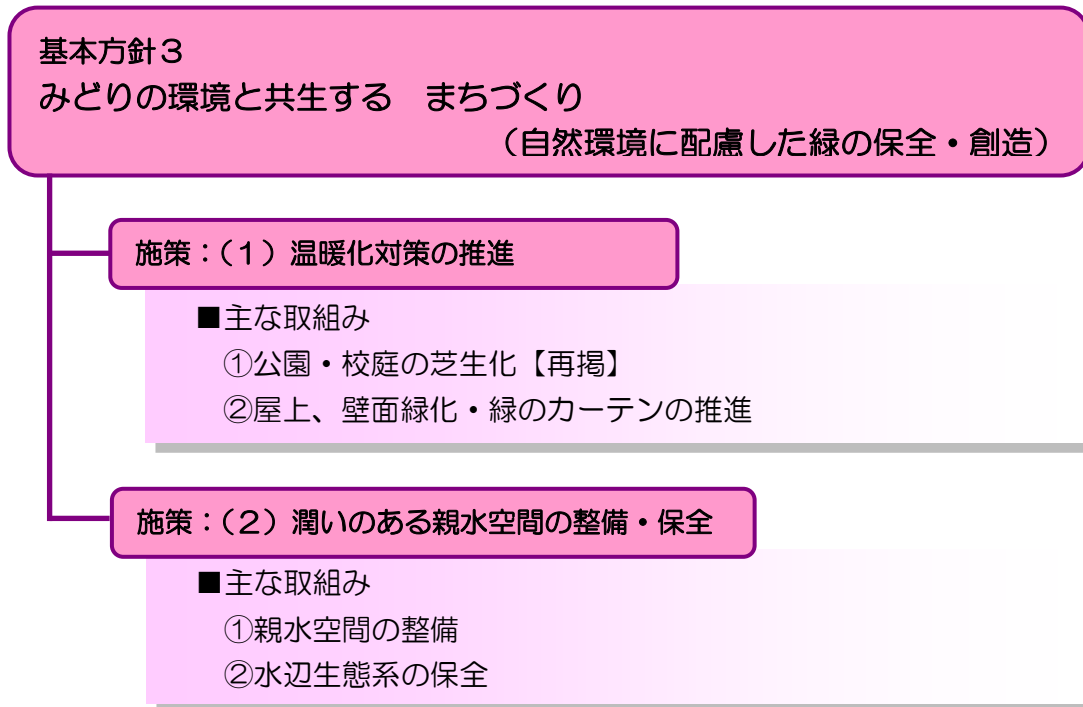
街路樹などの維持管理のみならず愛着のある道路として利用してもらうために、今後も事業の推進を図る。

② 歩行者ネットワークの整備

- 遊歩道の整備

楽しく歩ける高松のまちづくりに向けて、自転車・歩行者専用道路として、山道や河川、海岸線等を利用した遊歩道を整備し、公園・緑地、公共公益施設、ため池、里山、文化財等をつなげた緑のネットワークの形成を図る。また、歴史文化的資源である遍路古道を保全する。

9.3 基本方針3:みどりの環境と共生する まちづくり



(1) 温暖化対策の推進

① 公園・校庭の芝生化【再掲】

●公園・校庭の芝生化

温暖化対策の一環として、また、市街地に緑を創出するため、地域の緑化拠点となる学校の運動場や公園については、芝生化を推進する。

芝生の植付け及び、維持管理については、地域住民や周辺企業等と協働で取組む体制づくりを行う。

② 屋上、壁面緑化・緑のカーテンの推進

●屋上、壁面緑化の推進

都市の中心部におけるヒートアイランド現象の緩和のために、公共施設については積極的に屋上、壁面緑化に取り組んでいくとともに、住民や企業による屋上、壁面緑化に対する支援を継続的に行う。

●緑のカーテンへの取組み

緑のカーテンとは、朝顔やゴーヤなどのつる性の植物を建物の側面等にはわせることによってできる植物の大きなカーテンである。夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により、周囲の温度を下げる効果があるといわれている。

公共施設においても積極的に緑のカーテンを実施するとともに、広く住民や企業に周知・啓発を図る。

(2) 潤いのある親水空間の整備・保全

① 親水空間の整備

●河川、ため池の整備・保全

香東川、春日川、新川等の本市を流れる河川、ため池等は動植物の生息空間となっており、ため池は、ふるさとの歴史・文化を感じられる特有の景観を創出し、市街地における貴重な水と緑の空間を形成している。

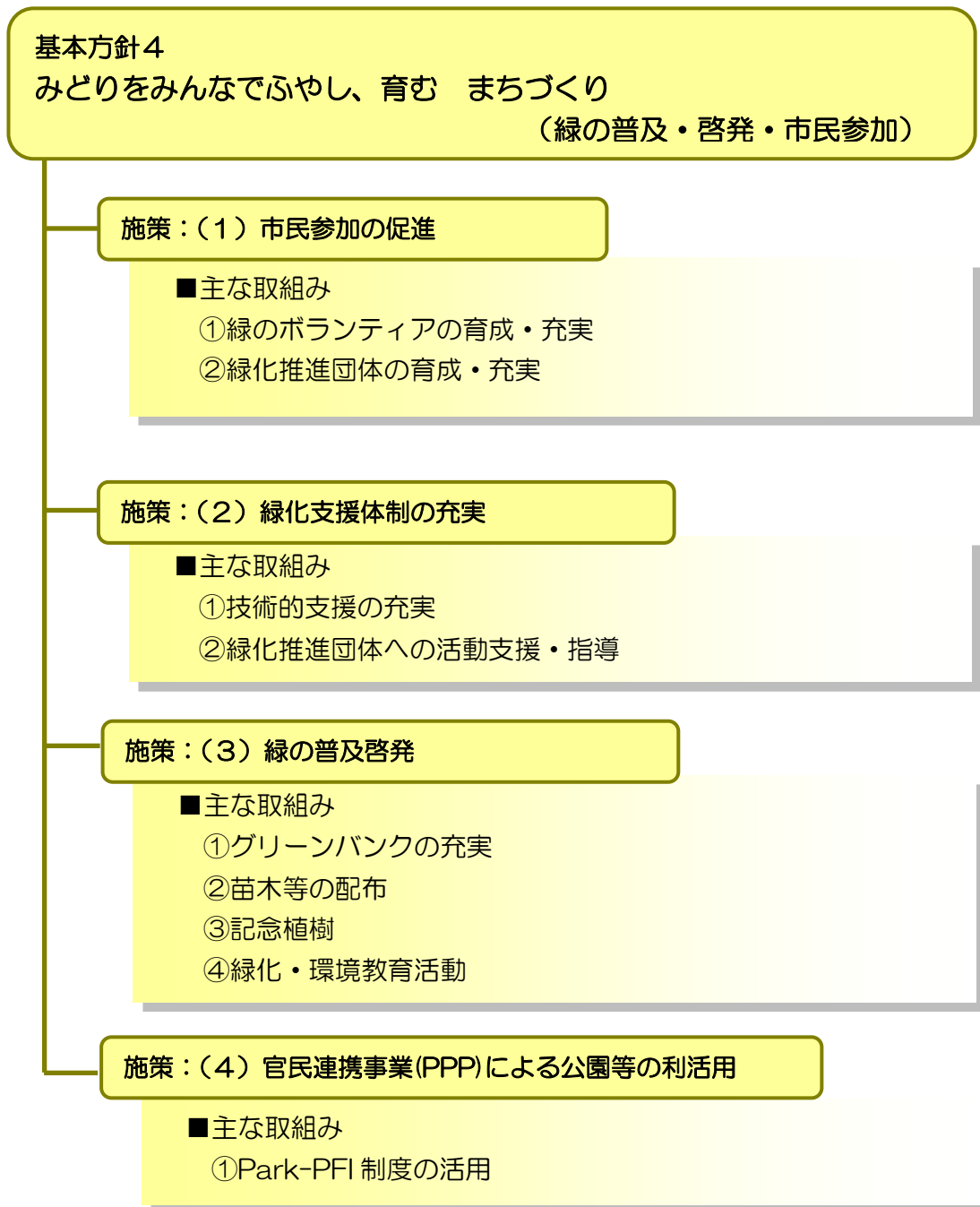
河川やため池の堤防は、引き続き、地元ボランティアによる清掃を通じて、良好な景観を保全するとともに、関係機関と連携しながら、多様な生物の生息空間としての里山も含めた、緑豊かな環境の保全・整備に努める。

② 水辺生態系の保全

●多自然川づくりの推進

河川及びため池改修にあたっては、多様な生物の生息・育成・移動空間としての機能の充実を目指し、河川改修においては、多自然川づくりを基本とした整備を推進する。

9.4 基本方針4:みどりをみんなでふやし、育む まちづくり



(1) 市民参加の促進

① 緑のボランティアの育成・充実

●ボランティアの育成支援

地域に密着した公園等を自主的に維持・管理するため、地域の自治会、子供会、老人クラブなどの奉仕活動グループで結成されている公園愛護会やフラワーサークル高松などに代表されるボランティアに対して、今後も育成支援を行う。

- 花いっぱい推進事業の実施

快適な生活環境、カラフルなまちづくりを推進するため、緑と四季の花が調和した潤いと安らぎのある生活環境を創出することを目的に、フラワーサークル高松、地域コミュニティセンターなどの市民ボランティア団体等の協力を得て、街路・公園の花壇管理を実施する。

② 緑化推進団体の育成・充実

- 緑化推進団体の育成・充実

緑の啓発運動の一環として、樹林地や身近な公園、街路樹等を地域住民が自主的に維持・管理するための緑化推進団体を育成する。また、市街地緑化のモデルとなる地区環境を、地域住民が主体となって創造するための住民団体を育成する。

- 緑化推進団体への支援

「いざ里山」市民活動団体などの緑化推進団体への活動支援を実施する。

(2) 緑化支援体制の充実

① 技術的支援の充実

- 技術講習会、技術指導の実施

樹木の剪定講習会など、緑に関する講演会や園芸講習会の実施を検討し、市民の緑化知識や技術の向上を図るとともに、市民活動による緑化及び維持管理活動に対し、技術指導を行う。なお、講習会は、香川県樹木医会の協力を得て実施する。

- 公共公益施設の緑化に対する技術指導

公共公益施設の緑化計画がある場合は、積極的に緑化及び維持管理活動に対し、技術指導を行う。

- 緑の相談所の開設

緑の相談所の開設を検討するとともに、緑化診断や緑化相談に対応する技術者の養成に努め、広く市民の相談に応じることが可能となるよう緑化相談体制の充実を図る。

② 緑化推進団体への活動支援・指導

- 緑化推進団体への活動支援

活動に必要な肥料・苗木・花の苗等の物的な支援や、指導員の派遣など人的な援助を検討する。

(3) 緑の普及啓発

① グリーンバンクの充実

- グリーンバンクの充実

グリーンバンクとは、緑のリサイクル制度で、自宅や企業地の増改築等で不要になった樹木等を無償で提供できる方の情報を登録し、希望者に紹介する制度である。

今後、この制度が円滑に実施できるよう、グリーンバンクの登録状況の周知方法や仮植えできるスペースの確保などについて、具体的に検討する。

② 苗木等の配布

●緑化用苗木の無償配布

学校やコミュニティセンター等に草花や苗木を配布し、地域の花壇づくりなど、地域住民の自主的な緑化を誘導する。

●種や苗木の循環制度の検討

親しみやすい緑化活動への参加啓発のために、配布した草花や苗木から採取した種を返却してもらう循環制度などについて、先行事例を研究し、具体的に検討する。

③ 記念植樹

●記念植樹の実施

入学や卒業記念、また、結婚、誕生を記念した植樹を、引き続き、実施するとともに、その植栽場所である公園などの一部が、市民参加の森となるよう手法を検討する。

④ 緑化・環境教育活動

●教育機関と連携した環境教育活動の実施

教育委員会と緑を大切に育むための具体的な方策について検討するとともに、小学校等での緑化教育の一環として、種から苗木を育て、育った苗木を森に返す「種からの森づくり」への取組みを具体的に検討する。

●市民参加型の緑化活動の実施

公園・小学校におけるグラウンドの芝生化については、地域住民が参加できるイベントとして推進する。また、市内の小中学校における、自然環境の調査などを通じて、郷土の自然に対する知識を深めていく。

●各種行事の開催

緑化活動への参加機会を創出し、緑化意識の高揚を図るため、毎年みどりの日に緑に関する各種行事を実施する。

●緑化推進に関する表彰の実施

緑化推進等に功労のあった市民・団体の表彰、学校花壇のコンクール等を実施する。

●公園・緑地の樹木名札の設置

公園・緑地の樹木には、樹木名札を取り付け緑化意識の高揚に努める。

●緑化啓発の推進

緑化を推進するため、緑化啓発パンフレットを作成し、コミュニティ等へ配布するとともに、緑化募金運動を推進する。

●フラワーフェスティバルの実施

花木を通した、潤いと安らぎのある高松を目指し、市と市民の協働による花いっぱいのみ

ちづくりを推進する。

(4) 官民連携事業（PPP）による公園等の利活用

① Park-PFI 制度の活用

●公園等の新たな管理手法の検討

公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などの多様な主体との連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討する。

●公園等の整備手法の検討

将来にわたり魅力が維持できるよう、ライフサイクルコストや管理運営形態を考慮し、整備内容を検討する。